

## 「商標の一般的違法に関する判断基準」の理解と適用（三）

第十条 「商標法」第十条第一項第八号に定める社会主義の道德、風習を害すものとは、中国の公衆の共同生活及びその行為の原則、規範、及び一定の時期に社会で流行している良好な気風、習慣を損なうものをいう。

本条は、「社会主義の道德、風習を害すもの」に含まれる意味を規定している。

「商標法」第十条第一項第八号「社会主義の道德、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの」の意味は、「中華人民共和国民法典」に規定されている「公序良俗に反する」に含まれる意味と一致している。公序良俗の原則は、民法の基本原則として、法律の抜け穴を埋める効果があるとともに、審判者の自由裁量の要素を含めて、大きな柔軟性を持ち、民商事法で広く用いられている。公序良俗の原則には、公共秩序と善良な風俗の両面が含まれ、国家利益と社会公德を維持するものである。比較すると、「商標法」における「社会主義の道德、風習」は、「善良な風俗」の意味とほぼ一致するものである。

「社会主義の道德、風習」とは、通常、中国の特色ある社会主義の経済、政治、文化の状況に適応し、一定の時期において社会で普遍的に流行する道德観念、善悪基準、道德行為モデルと道德心理習慣などを指す。「社会主義の道德、風習を害すもの」とは、この良好な気風と習慣を害するものを指す。例えば、「愛人を囲うこと」や「ヤクザ」、「悍婦」などである。

第十一条 「商標法」第十条第一項第八号に定めるその他の悪影響を及ぼすものとは、標識の文字、図形若しくはその他の構成要素に、貶めるような意味が含まれるもの、又はその標識自体には貶めるような意味はないものの、商標として使用した場合に中国の政治、経済、文化、宗教、民族等公共の利益と秩序に消極的で負の影響をもたらしやすいものをいう。

本条は「その他の悪影響」に含まれる意味を規定している。

以下の点に注意する必要がある。第一に、「その他の悪影響」から「社会主義の道德、


風習を害するもの」の適用を排除しなければならない。すなわち、ここにいる「その他の悪影響」には、「社会主義の道徳、風習を害するもの」を含まない。第二に、「その他の悪影響」には、標識自体に「信号無視」などの貶す意味を持っている場合が含まれ、標識自体にけなす意味を持っていないが、それを商標として使用すると消極的、負の影響を与え得るものが含まれる。例えば、政治、経済、文化、宗教、民族などの分野の公的人物の名前、肖像などと同一又は類似の商標を使用した場合、中国の社会公共利益と公共秩序に消極的な、負の影響を与える可能性がある。第三に、具体的な判断をする際には、商標の使用主体を考慮する必要がある。例えば、新型コロナウイルス感染症対策期間中に、武漢火神山病院と雷神山病院はそれぞれ病院などのサービスで「火神山」と「雷神山」商標を使用しても悪影響はなかったが、他の無関係の主体が「火神山」と「雷神山」を商標として使用した場合には、悪影響を及ぼしやすい。

第十二条 使用する未登録商標に次の各号のいずれかの状況がある場合は、「商標法」第十条第一項第八号に定めるその他の悪影響を及ぼすものとみなす。


- (一) 国の安全、国家の統一に対して危害を及ぼすもの
- (二) 国の主権、尊厳、イメージに対して損害を与えるもの
- (三) 民族や人種の尊厳や感情に有害となるもの
- (四) 宗教の信仰、宗教的な感情又は民間信仰に有害となるもの
- (五) テロ組織、カルト組織の名称と同一又は類似のもの
- (六) 突発的公共事象の特有の名称と同一又は類似のもの
- (七) 商標又はその構成要素が、政治、経済、文化、宗教、民族等の公的人物の氏名、肖像等と同一又は類似し、社会の公共利益及び秩序に消極的で悪影響を及ぼすもの
- (八) その他、公共の利益と秩序に消極的で悪影響を及ぼすもの

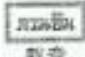
本条は「その他の悪影響を及ぼすもの」に含まれる具体的な状況について詳しく規定している。


本条は「列挙とバスケット条項」の方式で「その他の悪影響を及ぼすもの」に含まれる8つの具体的な状況を規定している。第一に、国家安全、国家統一に危害を及ぼすもの

ので、例えば「」が該当する。第二に、国家主権、尊厳、イメージに損害を与


えるもので、例えば「福爾摩莎」(入植者の中国台湾に対する呼称)が該当する。第三に、


民族、人種の尊厳又は感情に有害となるもので、例えば「」が該当する。第四に、

宗教信仰、宗教感情、又は民間信仰に有害となるもので、例えば「」が該当する。

第五に、テロ組織、カルト宗教組織の名称と同一又は類似のもので、例えば「」



が該当する。第六に、突発的公共事象特有の名称と同一又は類似のもので、例えば

「」が該当する。第七に、公的な人物の名前、肖像などと同一又は類似

のもので、例えば「」が該当する。第八に、バスケット条項であり、例えば

「」が該当する。

商標標識又はその構成要素が特定の業界、地域の有名な人物の名前、肖像等と同一又は類似のものであり、これにより商標の指定商品又は指定役務の品質、信用、生産工程等の特徴を公衆に誤認させる場合には、「商標法」第十条第一項第七号に規定する状況に該当することに留意が必要である。例えば、資本投資サービスに商標「沃伦巴菲特」を使用した場合がこれに該当する。商標標識又はその構成要素が政治、経済、文化、宗教、民族等の分野の公的人物の氏名、肖像等と同一又は類似のものであり、中国の社会公共利益及び公共秩序に消極的で負の影響を及ぼす可能性がある場合には、「商標法」第十条第一項第八号に規定する「その他の悪影響を及ぼすもの」に該当する。例えば、

「」がこれに該当する。

第十三条 使用する未登録商標が社会主義の道德、風習を害すものとなるか否か、又はその他の悪影響を及ぼすか否かを判断するにあたっては、次の各号に掲げる要素及び各要素間の相互の影響を総合的に考慮しなければならない。

(一) その商標を使用する際の政治的背景、社会的背景、歴史的背景、文化・伝統、民族・風俗、宗教政策等

(二) その商標の構成要素及びそれを使用する商品又は役務

(三) 使用者の主観的意図、使用方法及び使用行為によってもたらされる社会的影響等。

公衆の日常生活の経験、又は辞典や参考図書等の記載、又は関連する公衆の一般的な認識は、社会主義の道徳、風習を害すものであるか、又はその他の悪影響を及ぼすものかを判断する際の根拠とすることができる。

本条は「社会主義の道徳、風習を害すものとなるか否か、又はその他の悪影響を及ぼすか否かを判断するにあたって考慮すべき要素」を規定している。

第一に、商標使用時の政治的背景、社会的背景、歴史的背景、文化・伝統、民族・風俗、宗教政策などである。異なる歴史時期では、標識の意味は事実状態の変動に従って変化し、関連標識の使用時に置かれている歴史的背景を判断基準とするのが一般的である。

第二に、商標の構成要素及び商標を使用する商品又はサービスである。例えば、烈士の名前と同一、又は烈士の名前を含む標識については、この標識の構成要素、指定商品又は指定役務、使用者の所在地域と烈士の関連度合などを踏まえて、関連標識の使用が烈士の榮譽、名誉を損なう可能性があるかどうか、その他の悪影響を及ぼすかどうかを総合的に判断しなければならない。

第三に、使用者の主観的意図、使用方法及び使用行為による社会的影響などである。この要素は参考要素に過ぎず、必然的な考慮要素ではないことに注意されたい。例えば、「気が狂いそう」を商標として使用する場合、直感的な意味は不健康な精神状態に関連しており、社会に消極的、負の影響を与えるが、その商標の使用者は主観的に必ずしもこれが「不健康な精神状態」であると考えるとは限らない。

また、各要素間の相互作用を総合的に考慮しなければならない。すなわち、特定の背景において、特定の標識が特定の人によって特定の商品又はサービスに使用された場合において、悪影響を及ぼすという可能性がある。

第十四条 使用する未登録商標に複数の意味が含まれており、そのうちの一つの意味が「商標法」第十条第一項第六号から八号に定める状況に該当すると公衆が考えやすい

ものについては、同項の規定に違反すると判断することができる。

本条は、未登録商標に複数の意味が含まれている場合に使用禁止条項を適用する判断原則を規定している。

文字標識は常に様々な意味を持ち、関連標識のいずれかの意味が使用禁止条項に違反すると、商標として使用することはできない。例えば、「GODFATHER」は中国語で「教夫（ゴッドファーザー）」と訳されており、それ自体は様々な意味を持ち、キリスト教においては教義の制定や解釈に権威を有する神学者を指す。この標識を商標として研磨工具(手工具)などの商品に使用することは宗教感情を傷つけやすく、かつ関連宗教の意味は公衆が特定の宗教に関連させない程度に一般化されておらず、悪影響を与えやすく、使用禁止状況に該当する。

### 事例 3

第 15740333 号「叫個鴨子及び図」商標拒絶再審案件

第 15740333 号「叫個鴨子及び図」商標は、北京味美曲香飲食管理有限公司が 2014 年 11 月 19 日に登録出願を提出したものであり、第 43 類「住所代行、ホテル等の宿泊施設や飲食物の提供、調理設備のレンタル」などを使用役務として指定している。旧国家工商行政管理総局商標局は、「叫個鴨子及び図」商標は格調が高くなく、悪い社会的影響を与えやすく、「商標法」第十条第一項第八号にいう状況に当たるとして、その登録出願を拒絶した。旧国家工商行政管理総局商標審査委員会の再審を経て、拒絶決定を言い渡した。出願人は、拒絶決定を不服とし、裁判所に行政訴訟を提起した。北京知的財産裁判所の第一審判決は、旧商標審査委員会の拒絶決定を維持したが、北京市高級人民法院の第二審判決は、旧商標審査委員会の拒絶決定を取り消した。旧商標審査委員会は、拒絶決定の取り消しを不服とし、最高人民法院に再審申請を提出した。最高人民法院は、2018 年 12 月 24 日に（2018）最高法行再 188 号行政判決書を出し、第二審判決を取り消し、第一審判決を維持した。

### 事例分析

商標法第十条第一項第八号の規定によると、社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすものは商標として使用してはならない。商標標識において、一定の時期における社会的に公認された行為基準、価値観、道徳基準に反するものである場合、

この規定にいう「社会主義の道徳、風習を害するもの」に該当する。商標標識が上記の状況に該当するかどうかを判断するには、その文字の組合せ、造語形式、応用文脈、使用商品、接触者などの特徴を総合的に考慮しなければならない。「鴨子（アヒル）」は通常一種の家禽を指すが、ある文脈では「ポルノサービスを提供する男性」という2つ目の意味も持つ。社会公衆が「鴨子（アヒル）」という言葉に触れたときにそれを通常の意味で認識するか、それとも2つ目の意味で認識するかは、その前後の文脈及び商標として使用される具体的な状況と密接に関連している。この事件では、「叫個鴨子（アヒルを呼ぶ）」における「叫」は述語動詞の「呼ぶ」を意味し、「個」は助数詞の「個」を意味し、飲食業界で食事を注文する際によく使われる述語や助数詞とは明らかに異なり、「叫個」＋「鴨子」（＝「アヒル」＋「を呼ぶ」）という特殊な造語形式で形成された文脈では、「鴨子（アヒル）」を前述の2つ目の意味と結びつけやすく、「叫個鴨子（アヒルを呼ぶ）」全体に対して「男性ポルノサービスを購入する」という低俗な連想が生じやすい。また、「叫個鴨子（アヒルを呼ぶ）」ブランドがマーケティング過程で使用している広告宣伝用語やマーケティング戦術などにおいて「想像を誘う」という暗示性がある。出願人は同時に「アヒルに対するあなたのすべての幻想を満たす」「鶏を招く」商標の登録を出願し、この低俗な連想を強化している。係争商標の全体の組み合わせにはアヒルの具象図形があるが、比較すると文字の認識、呼称、伝播機能がより強く、社会的影響がより生じやすいので、アヒルの具象図形だけでは「叫個鴨子（アヒルを呼ぶ）」という文字による低俗な暗示を薄くしたり相殺したりすることはできない。

商標は、商品に付随して公共分野に展開される商業標識であり、企業の営業上の信用を担うほか、一定の価値伝播や文化伝播機能も担っている。本件の登録出願商標は、「ホテル」などを使用役務として指定しており、公共分野における実際の接触者や影響力範囲には広範性と不確実性が存在し、商標が体現する文化的スタイルや価値内包はその使用によって広く伝播される可能性がある。出願人が商標標識の低俗な暗示を通じて法の隙間をかいくぐり、マーケティングギミックを作り、公衆の注目を集める行為自体も、公共秩序、商業文化、社会道徳と風習に悪影響を及ぼしやすい。そのため、本件の登録出願商標は、商標法第十条第一項第八号にいう「社会主義の道徳、風習を害するもの」に該当し、その登録と使用を禁止しなければならない。

第十五条 国家知識産権局が、商標登録出願が「商標法」第十条の規定に違反していると認定し、かつそれに関する決定や裁定が効力を生じた後においても、商標出願人又はその他の者がその商標を継続して使用した場合、商標法執行部門は法に基づいて調査、処分する。

本条は「使用禁止規定に違反していると認定されたにもかかわらず関連当事者が依然としてその商標を継続して使用した場合」の処理の方法を規定している。

登録出願商標が国家知識産権局によって使用禁止条項に違反していると認定されたにもかかわらず、関連当事者が依然としてそれを使用している場合、商標法の執行を担当する部門は、法に基づいて調査処分しなければならない。「商標法」第五十二条の規定によると、「地方の工商行政管理部門は、これを差止め、期間を定めて是正するよう命じるものとし、かつ通達することができる。違法経営額が5万元以上のときは、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がない、又は違法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる」。

商業活動で使用される「商標法」第十条の規定に違反した未登録商標は、商標登録を出願している最中である可能性もあり、又は国家知識産権局によって拒絶、登録の不認可を言い渡されたか、無効宣告された、又は商標登録を出願せずに直接使用している可能性もあることを強調する必要がある。事業者が実際に使用している未登録商標が商標法第十条の規定に違反しているかどうかは、国家知識産権局の決定又は裁定を前提条件とする必要がなく、地方の商標法執行部門は、直接調査処分する権限を有する。実際には、当事者は自分が使用している未登録商標が商標法第十条の規定に違反していることを知らずにそれを使用している場合がある。これに対し、当事者の主観的過失に応じて、「中華人民共和国行政処罰法」（以下、「行政処罰法」という）第三十三条第二項の規定を適用することができる。国家知識産権局に登録を出願しており、効力が発生された通知又は決定によって「商標法」第十条の規定に違反していると認定されたにもかかわらず、商標出願人が依然として当該商標を使用し続ける場合は、故意に法律を犯す行為に当たり、主観的過失が明らかであり、行政処罰を受けなければならない。また、国家知識産権局は、中国商標サイト上で商標登録出願情報及び審査結果を公開しており、商標出願人以外の他者は、検索することで、ある商標登録出願が拒絶されたかどうかを知ることができる。もし当該商標の登録出願が「商標法」第十条の規定に違反して拒絶され

たことを知り、又は知るべきでありながら、依然として当該商標を使用し続けた場合、主観的過失があるため、法に基づいて調査・処分をしなければならない。

第十六条 商標法執行担当部門は、登録済みの商標が「商標法」第十条の規定に違反する疑いがあることを発見した場合には段階を追って国家知識産権局に報告しなければならない、国家知識産権局は規定の手順に則り、法に基づいてこれを処理する。国家知識産権局が行った登録商標を無効とする決定が効力を生じた後も、商標権者又はその他の者がその商標を継続して使用した場合、商標法執行担当部門は法に基づいて調査、処分する。

本条は、「商標法執行担当部門が登録済みの商標が使用禁止条項に違反したことを発見した」場合の処理の方法を規定している。

「商標法」第四十四条第一項には「登録された商標が、本法律の第四条、第十条、第十一条、第十二条、第十九条第四項の規定に違反している場合、又は詐欺的手段若しくはその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局は当該登録商標の無効宣告を行う。その他の単位又は個人は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。」と規定されている。同項の規定によると、国家知識産権局は、「商標法」第十条の規定に違反した登録商標について、職権により当該登録商標の無効を宣告することができる。商標法執行を担当する部門は、既に登録されている商標が商標法第十条の規定に違反した疑いがあることを発見した場合、報告の形で問題を反映し、意見を提出することができる。同時に、商標登録者の権益を守るために、本条は「段階を追って報告しなければならない」と規定しており、関連する事件について、市、省の両級が審査確認を行い、最終的に省級知的財産権管理部門が国家知識産権局に報告することを明確にしている。国家知識産権局は、省級知的財産権管理部門の報告を受けた後、「商標法」の関連規定に従い、「商標審査審理基準」に基づき、事件の状況を考慮して、職権によって当該登録商標の無効を宣告するかどうかを決定する。

「商標法」第四十六条には「法定期間が満了しても、当事者が商標局による登録商標無効宣告の決定に対して再審を請求しないとき、又は商標評審委員会による再審決定、登録商標維持若しくは登録商標無効宣告の裁定に対して人民法院に提訴しないときは、商標局による決定又は商標評審委員会による再審決定、裁定の効力を生じる。」と規定



されている。同条及び「中華人民共和国行政訴訟法」の関連規定によると、法定期限が満了し、当事者が国家知識産権局による登録商標無効宣告決定を再審しないか、又は再審決定を不起訴とするか、又は起訴後に発行された法院判決が再審決定を維持した場合、登録商標無効宣告決定が発効する。登録商標が無効を宣告されたにもかかわらず、商標登録者又は他人が当該商標を使用し続ける場合、故意に法律を犯す行為に該当し、主観的過失が明らかであるので、商標法執行を担当する部門は、「商標法」第五十二条の規定に従って調査・処分をしなければならない。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/10/art\\_66\\_180261.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/10/art_66_180261.html)

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。